

兵庫県公報

平成30年6月5日 火曜日 第3008号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止（文書課）	1
○ クリーニング業務従事者講習の指定（生活衛生課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	4
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	7
教育委員会規則	
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	7
警察本部公告	
○ 入札公告	9

公布された法令のあらまし

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正等に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。
- 1 補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。
 - 2 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改定する。

告 示





兵庫県告示第550号

次に掲げる公印を平成30年3月31日限り廃止した。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止公印の名称及び印影

			
兵庫県知事印 (明石健康福祉事務所)	兵庫県知事職務代理者印 (明石健康福祉事務所)	兵庫県東播磨県民局長印 (明石健康福祉事務所)	兵庫県明石保健所長印



兵庫県告示第551号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、クリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 主催者の名称及び所在地
 名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
 名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
 所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 3 日程、会場等

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成30年11月7日(水)	複合型交流拠点ウィズあかし	明石市東仲ノ町6-1 (アスピア明石北館8階)	30人
同 月22日(木)	尼崎市総合文化センター	尼崎市昭和通2丁目7-16	40人
平成30年12月6日(木)	丹波広域農業研修センター	篠山市大沢438-1	25人
同 月18日(火)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	40人

4 科目及び時間数

講習科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

- 5 受講料
 講習受講料 4,500円
- 6 受講についての問合せ先

公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
電話 (078) 361-8097



兵庫県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年5月24日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	伊加利山本地区	平成30年6月5日から 同 月25日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第553号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
三田市駅前町1003番 外4筆の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第554号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年5月14日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
姫路市下手野地内



兵庫県告示第555号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（2級基準点測量（再設））

2 作業期間

平成30年5月28日から同年6月23日まで

3 作業地域

西宮市花の峯10番7号地先



兵庫県告示第556号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成29年10月3日から平成30年3月16日まで

3 作業地域

尼崎市神田中通九丁目、神田南通五丁目、神田南通六丁目、北竹谷町三丁目、竹谷町三丁目及び宮内町三丁目地内



兵庫県告示第557号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（数値写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）

2 作業期間

平成29年12月15日から平成30年3月31日まで

3 作業地域

芦屋市全域



兵庫県告示第558号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路平面図データ作成）

2 作業期間

平成29年11月1日から平成30年3月31日まで

3 作業地域

市川町全域



兵庫県告示第559号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦

覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社タウンライト
 代表者の氏名 木 下 春 雄
 住所 大阪市西区西本町1丁目2番8号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 K I C O N A加古川店
 所在地 加古川市野口町坂元字住塚43ほか25筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成30年6月5日から同月18日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成30年6月5日から同月18日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年6月5日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 兵庫県フェニックス防災システム運営業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
 日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 50,544,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約の理由
 政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 MEGAドン・キホーテ姫路広畑店
所在地 姫路市広畑区夢前町一丁目1ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
廃棄物に係る事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項及び同法施行規則第8条を遵守し、適切に廃棄物を保管されたい。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項並びに同法施行規則第8条の2の8及び第8条の3を遵守し、適切な廃棄物処理業者に委託されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
- (2) 縦覧期間
平成30年6月5日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ安倉
所在地 宝塚市安倉南四丁目38番1号

2 同法第8条第1項の規定により宝塚市から聴取した意見の概要

宝塚市自動車駐車場附置義務条例第10条の規定に基づき、届出内容を変更すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成30年6月5日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市中筋一丁目1027番1、1027番3、1029番4、1029番5、1029番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町木村105番12
有限会社泰久土地建物 代表取締役 神澤清美

3 許可年月日及び許可番号

平成30年3月16日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-23-2号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成30年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町宮脇字三反田64番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿三丁目2番11号
株式会社たか屋 代表取締役 鎌 田 経 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年10月20日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-23号（29たつの）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年6月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

S o l e a d o山之街	同 市北区緑町3丁目2-47
------------------	----------------

」

を

「

S o l e a d o山之街	同 市北区緑町3丁目2-47
ソーシャルコート神戸北	同 市北区小倉台1丁目16-5

」

に改め、同表三木市の項中

「

特別養護老人ホーム えびすの郷	同 市大塚206-6
-----------------	------------

」

を

「

特別養護老人ホーム えびすの郷	同 市大塚206-6
特別養護老人ホーム みずき	同 市加佐58-1

」

に改める。

教育委員会規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月5日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第5号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（平成25年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項及び学校薬剤師の補償基礎額の項を次のように改める。

学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円
学校薬剤師の補償基礎額	5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円

別表第2 最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

最低限度額	最高限度額
5,377円	13,284円
5,967円	14,255円
6,304円	17,353円
6,673円	19,286円
6,926円	21,393円
7,020円	23,905円
6,812円	25,257円
6,313円	24,859円
5,142円	19,726円
3,930円	15,291円
3,930円	13,284円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金をいう。以下同じ。）で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2（年齢階層が45歳以上50歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳未満、45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満、55歳以上60歳未満、60歳以上65歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則別表第2（年齢階層が45歳以上50歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が25歳未満、

45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満、55歳以上60歳未満、60歳以上65歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最高限度額に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年6月5日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

(1) 件名
交通管制センター上位装置賃貸借等業務

(2) 契約期間
平成31年3月1日(金)から平成36年2月29日(木)まで

(3) 履行場所及び仕様
入札説明書による。

(4) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見
電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成30年6月5日(火)から同月19日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所
平成30年7月13日(金)午前10時 兵庫県警察本部4階休養室

(4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは

同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年7月12日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年7月12日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成30年6月19日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成30年7月20日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Main traffic control devices, etc. by lease contract

- (3) Lease period:
March 1, 2019 - February 29, 2024
- (4) Lease place:
Hyogo Prefectural Police HQ and designated places
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 June 19, 2018
- (6) Deadline for tender:
17:00 July 12, 2018 by mail
10:00 July 13, 2018 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Aki Asami, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2273